

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、年少人口（15 歳未満人口）が全体の 11.9%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が全体の 56.5%、高齢人口（65 歳以上）が全体の 31.5%を占めており、構成割合の推移を見ると、平成 2 年頃から生産年齢人口と年少人口は減少傾向にあるのに対し、高齢人口は年々増加傾向にあり、少子高齢化の進行や市外への若年層の人口流出がうかがえる状況にある。

また、本市の産業構造に従業者数から見ると、卸売・小売業が全体の 20.7%、次に製造業が全体の 17.0%、医療・福祉が全体の 16.6%となっており、この 3 つの産業が約半分を占めるが、この他にも多くの産業に従業者がおり、本市経済を支えている。

このような中、本市の中小企業のうち製造業の状況としては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による人手不足のほか、原材料価格及び物価高騰等により、現在も厳しい状況にある事業者が多く存在しており、生産性の向上が不可欠となっている。

また、その他の業種についても、人手不足や後継者確保等の課題に直面しており、現状を放置すると、企業の事業活動の拡大どころか、縮小が想定され、ひいては本市経済の活力低下が懸念される状況である。

(2) 目標

上記（1）で述べた本市の状況において、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足等に対応した事業基盤を構築することは喫緊の課題である。

したがって、本市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、業務の効率化を図り、生産性の向上につなげるものである。

なお、この実現の為、計画期間中に 50 件程度の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業においては、漆器や清酒等の伝統的地場産業に加え、非鉄金属、金属加工等の企業が戦前から立地するとともに、世界的な医療機器メーカーの製造拠点があることから、その関連企業の集積が図られている。

また、稲作を中心とした農業についても盛んで、会津米や、会津身不知柿、アスパラガスなど高い評価を受けている。

さらに、本市は鶴ヶ城をはじめ、戊辰戦争における白虎隊自刃の地である飯盛山、東山・芦ノ牧温泉などの豊富な観光資源をもつことから、観光業として宿泊業・飲食サービス業や卸売業・小売業なども活発である。

本市を支える産業はこの外にも医療・福祉、建設業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、製造業は、会津若松工業団地、一ノ堰工業団地、会津若松高久工業団地、会津若松河東工業団地、会津若松徳久工業団地などの工業団地を中心とした地域、観光業としての宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業は鶴ヶ城、飯盛山、東山・芦ノ牧温泉などの観光地周辺、農業は市街地中心を除く市内の全域、他の業種についても広域に立地している。

これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、農業、医療・福祉、建設業と多岐に渡り、多様な業種が会津若松市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、想定される生産性向上に向けた事業所の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であることから、本計画においては、労働生産の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月19日～令和9年6月18日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。